

# 水俣市議会会議録

平成23年5月第2回臨時会（5月18日招集）

水俣市議会事務局

# 平成23年5月第2回水俣市議会臨時会会議録目次

平成23年5月18日（水）

出欠席議員	1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程	2
事務局長の発言	3
○臨時議長の発言	3
開　　会	3
市長のあいさつ	3
開　　議	4
日程第1　仮議席の指定について	4
日程第2　議長の選挙について	4
○真野頼隆君のあいさつ	6
休憩・開議	6
日程第3　議席の指定について	6
諸般の報告	7
日程第4　会議録署名議員の指名について	7
日程第5　会期の決定について	7
日程第6　副議長の選挙について	8
○福田斉君のあいさつ	9
日程第7　常任委員及び議会運営委員の選任について	9
日程第8　特別委員会の設置について	10
休憩・開議	11
常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長互選結果の報告	11
委員会の閉会中の継続調査について（日程追加）	12
採　　決	12
閉会中の継続調査申出書	12
日程第9　水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について	13
議案上程	14
日程第10　議第41号　専決処分の報告及び承認について	15

	専第2号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	
日程第11	議第42号 専決処分の報告及び承認について	16
	専第3号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第12	議第43号 専決処分の報告及び承認について	17
	専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第13	議第44号 専決処分の報告及び承認について	18
	専第5号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	
日程第14	議第45号 専決処分の報告及び承認について	19
	専第6号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	
	市長の提案理由説明	22
	休憩・開議	23
	質 疑	23
	委員会付託	24
	休憩・開議	24
	○総務産業委員長の報告	24
	○厚生文教委員長の報告	26
	委員会審査報告書	27
	委員長報告に対する質疑	28
	討 論	28
	採 決	28
	休憩・開議	28
	議案上程	29
	議第46号 副市長の選任について（日程追加）	29
	議第47号 監査委員の選任について（日程追加）	29
	議第48号 監査委員の選任について（日程追加）	30
	議第49号 固定資産評価員の選任について（日程追加）	30
	市長の提案理由説明	30
	質 疑	31
	○高岡利治君の質疑（議第46号）	31
	市長の答弁	32

○高岡利治君の再質疑（議第46号）	32
市長の答弁	33
○大川末長君の質疑（議第47号）	33
市長の答弁	33
討    論	33
○江口隆一君の反対討論（議第47号）	33
○野中重男君の賛成討論（議第47号）	34
採    決	34
閉    会	35

平成23年5月18日

平成23年5月第2回水俣市議会臨時会会議録  
(全)

## 平成23年5月第2回水俣市議会臨時会会議録（全）

1、平成23年5月18日水俣市長第2回水俣市議会臨時会を招集する。

1、平成23年5月18日午後10時1分水俣市議会議長第2回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。

1、平成23年5月18日午後5時35分水俣市議会議長第2回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

---

平成23年5月18日（水曜日）

午後10時1分 開会

午後5時35分 閉会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
渕上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	総務企画部長（吉本 哲裕 君）
総務企画部付部長（田上 和俊 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（渕上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教育次長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部財政課長（川野 恵治 君）	

○議事日程

平成23年5月18日 午前10時開議

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 議長の選挙について  
.....
- 第3 議席の指定について
- 第4 会議録署名議員の指名について
- 第5 会期の決定について
- 第6 副議長の選挙について
- 第7 常任委員及び議会運営委員の選任について
- 第8 特別委員会の設置について
- 第9 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について  
(付託委員会)
- 第10 議第41号 専決処分の報告及び承認について  
専第2号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第10号) (各委)
- 第11 議第42号 専決処分の報告及び承認について  
専第3号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
(厚生文教)
- 第12 議第43号 専決処分の報告及び承認について  
専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務産業)
- 第13 議第44号 専決処分の報告及び承認について  
専第5号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第11号) (総務産業)
- 第14 議第45号 専決処分の報告及び承認について  
専第6号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

委員会の閉会中の継続調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について  
厚生文教委員会

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について  
議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

議第46号 副市長の選任について

議第47号 監査委員の選任について

議第48号 監査委員の選任について

議第49号 固定資産評価員の選任について

---

午前10時0分

○事務局長（梅下正孝君） おはようございます。

議員の皆様のはえある御当選を心からお喜び申し上げます。

今臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、緒方誠也議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

緒方誠也議員、よろしく願いいたします。

（臨時議長 緒方誠也君議長席に着く）

○臨時議長（緒方誠也君） おはようございます。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。

よろしく願い申し上げます。

---

開会

午前10時1分 開会

○臨時議長（緒方誠也君） ただいまから平成23年第2回水俣市議会臨時会を開会します。

---

市長のあいさつ

○臨時議長（緒方誠也君） 宮本市長から発言を求められております。

この際、発言を許します。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。



議員各位におかれましては、4月24日に行われました市議会議員選挙に当たり、市民の負託を得られ、めでたく御当選の栄に浴されました。

心からお喜びを申し上げます。

また、本日は、改選後の初の議会を開会する運びになりました。心から感謝を申し上げます。市といたしましては今後も引き続き、経済活性化と景気対策を第一に考え、日本の環境首都みなまたとして産業と雇用の創出に全力で取り組んでまいります。

しかしながら御承知のとおり、行財政の各般にわたり幾多の様々な課題が山積しております。このような情勢のもとで、地方自治の本旨は、地域の実情や住民の意向に密着し、住民福祉の増進と地域の振興発展を図るためにあると認識をいたしております。

市議会、先輩各位がたゆまぬ御努力により築き上げてこられた成果を踏まえ、今後これまで以上に議会と執行部が力を合わせ、当面する課題に対応していくことが肝要であると考えております。

議員各位におかれましては、市政の現状を御理解いただきまして、格別の御指導、御鞭撻、そして御協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

最後に、議員各位の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきますと思います。

○臨時議長（緒方誠也君） 以上で市長のあいさつは終わりました。

---

○臨時議長（緒方誠也君） これから本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（緒方誠也君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、仮議席は、ただいま御着席の議席と指定します。

---

#### 日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（緒方誠也君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（緒方誠也君） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（緒方誠也君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（緒方誠也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（緒方誠也君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

○臨時議長（緒方誠也君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（緒方誠也君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（緒方誠也君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に高岡利治議員及び西田弘志議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

（投票点検）

○臨時議長（緒方誠也君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

真野頼隆議員 10票

谷口眞次議員 6票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって真野頼隆議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました真野頼隆議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により議長当選の告知をします。

真野頼隆議員にごあいさつをお願いします。

(「議長」と言う者あり)

○臨時議長(緒方誠也君) 真野頼隆議員。

(真野頼隆君登壇)

○真野頼隆君 ただいま皆様の温かい御推挙をいただき、議長という要職に就任をいたしました。

これまでの水俣市議会の議長経験者の足跡をたどるとき、その責任の重さを感じております。

私たちはさる3月議会で、議会改革の一環として議会基本条例、政治倫理条例の制定をいたしました。開かれた議会を目指し、市民に理解されるそういう議会でありたいと、その議会の代表としてこれからがんばってまいりたいと思っております。

執行権を持つ執行部と、そしてまた議決権を持つ議会が、お互いを尊重しながら水俣市政発展のためにがんばってまいります。

まだまだ浅学非才な身ではありますが、皆様の代表として、本当に水俣に住んでよかったと言えるようなコンパクトシティを目指してがんばってまいりたいと思っておりますので、今後も引き続き皆様方の御指導、御協力を賜りましてがんばってまいります。

改めて皆様の温かい御推挙に感謝を申し上げ、就任のあいさつといたします。

○臨時議長(緒方誠也君) 御協力ありがとうございました。

議長が決まりましたので、議長と交代します。

真野頼隆議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長 緒方誠也君退席)

(議長 真野頼隆君議長席に着く)

○議長(真野頼隆君) この際しばらく休憩します。

午前10時16分 休憩

---

午前11時1分 開議

○議長(真野頼隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第3 議席の指定について

○議長(真野頼隆君) 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

真野頼隆の議席番号を1番に、谷口明弘議員の議席番号を2番に、江口隆一議員の議席番号を3番に、田口憲雄議員の議席番号を4番に、高岡利治議員の議席番号を5番に、塩崎信介議員の

議席番号を6番に、西田弘志議員の議席番号を7番に、中村幸治議員の議席番号を8番に、川上紗智子議員の議席番号を9番に、福田斉議員の議席番号を10番に、大川末長議員の議席番号を11番に、牧下恭之議員の議席番号を12番に、淵上道昭議員の議席番号を13番に、谷口眞次議員の議席番号を14番に、緒方誠也議員の議席番号を15番に、野中重男議員の議席番号を16番に指定します。

したがって各議員は、ただいま指定した議席に御着席願います。

(議員各位新議席に着く)

---

○議長(真野頼隆君) この際諸般の報告をします。

監査委員から、平成22年度後期の定期監査の結果報告、平成23年1月、2月、3月分一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告及び平成23年2月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期臨時会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、吉本総務企画部長、田上総務企画部付部長、中田福祉環境部長、厚地産業建設部長、田畑総合医療センター事務部長、宮森総務企画部次長、本山福祉環境部次長、古里産業建設部次長、淵上総合医療センター事務部次長、本山水道局長、松本総務課長、川野企画課長、葦浦教育長、浦下教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長(真野頼隆君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において谷口明弘議員、野中重男議員を指名します。

---

#### 日程第5 会期の決定について

○議長(真野頼隆君) 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 御異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

## 日程第6 副議長の選挙について

○議長（真野頼隆君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（真野頼隆君） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（真野頼隆君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（真野頼隆君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

○議長（真野頼隆君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（真野頼隆君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に高岡利治議員及び西田弘志議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

（投票点検）

○議長（真野頼隆君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

福田 斉議員 10票

中村幸治議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって福田斉議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました福田斉議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により副議長当選の告知をします。

福田斉議員にごあいさつをお願いします。

(「議長」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 福田斉議員。

(福田斉君登壇)

○福田 斉君 ただいま皆様からの御推挙を受けまして当選いたしました。謹んでお受けしますとともに、責任の重さを感じているところでございます。

今後は議長の補佐役として、議会の公正で円滑な運営が図られることに対しまして、誠心誠意、努力してまいりたいというふうに思います。

同僚議員の皆様のご協力と、今後御指導、御鞭撻をいただきますよう重ねてお願い申し上げ、副議長就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

## 日程第7 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長(真野頼隆君) 日程第7、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務産業常任委員に真野頼隆、田口憲雄議員、高岡利治議員、西田弘志議員、川上紗智子議員、福田斉議員、牧下恭之議員、緒方誠也議員、以上8人を、厚生文教常任委員に谷口明弘議員、江口隆一議員、塩崎信介議員、中村幸治議員、大川末長議員、湊上道昭議員、谷口眞次議員、野中重男議員、以上8人を、議会運営委員に高岡利治議員、塩崎信介議員、西田弘志議員、大川末長議員、緒方誠也議員、野中重男議員、以上6人を、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました以上の議員をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

---

## 日程第8 特別委員会の設置について

○議長（真野頼隆君） 日程第8、特別委員会の設置についてを議題とします。

---

### 特別委員会の設置について

- 1. 名 称 公害環境対策特別委員会
- 1. 構成人員 8人
- 1. 調査期限 平成27年4月30日まで閉会中の継続調査とする
- 1. 調査内容 水俣病対策並びに環境保全に関する諸問題について
- 1. 調査費用 議会費既決予算の中から支出する

- .....
- 1. 名 称 高速交通対策特別委員会
  - 1. 構成人員 7人
  - 1. 調査期限 平成27年4月30日まで閉会中の継続調査とする
  - 1. 調査内容 南九州西回り自動車道の建設に関する諸問題について
  - 1. 調査費用 議会費既決予算の中から支出する

---

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

水俣病対策及び環境保全に関する諸問題の調査を行うため、委員8人で構成する公害環境対策特別委員会、南九州西回り自動車道の建設に関する諸問題の調査を行うため、委員7人で構成する高速交通対策特別委員会を議席に配付のとおり設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって公害環境対策特別委員会及び高速交通対策特別委員会は、設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました各特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、公害環境対策特別委員に谷口明弘議員、田口憲雄議員、塩崎信介議員、中村幸治議員、牧下恭之議員、湊上道昭議員、緒方誠也議員、野中重男議員、以上8人を、高速交通対策特別委員に江口隆一議員、高岡利治議員、西田弘志議員、川上紗智子議員、福田斉議員、大川末長議員、谷口眞次議員、以上7人をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました8人の議員を公害環境対策特別委員に、7人の議員を高速交通対策特別委員に選任することに決定しました。

---

○議長(真野頼隆君) この際、各議員にお願いします。

各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、正副委員長互選のため直ちに委員会を御開催願います。

委員会開催のためしばらく休憩します。

午前11時20分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長(真野頼隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

総務産業常任委員会

委員長 高岡利治議員

副委員長 川上紗智子議員

厚生文教常任委員会

委員長 塩崎信介議員

副委員長 中村幸治議員

議会運営委員会

委員長 大川末長議員

副委員長 野中重男議員

公害環境対策特別委員会

委員長 淵上道昭議員

副委員長 中村幸治議員

高速交通対策特別委員会

委員長 西田弘志議員

副委員長 江口隆一議員

以上のとおりであります。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から、閉会中継続調査申出書の提出がありましたので、



議席に配付しておきました。

お諮りします。

委員会の閉会中の継続調査については、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

**委員会の閉会中の継続調査について(日程追加)**

**総務産業委員会**

1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

**厚生文教委員会**

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

**議会運営委員会**

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長(真野頼隆君) 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

---

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は、次のとおり閉会中の継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成23年5月18日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	理由
	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は、次のとおり閉会中の継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成23年5月18日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	理由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は、次のとおり閉会中の継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成23年5月18日

議会運営委員長 大川末長

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

## 日程第 9 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（真野頼隆君） 日程第9、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、真野頼隆、田口憲雄議員、高岡利治議員、塩崎信介議員、西田弘志議員、牧下恭之議員、緒方誠也議員、野中重男議員、以上8人の議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました8人の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました8人の議員が水俣芦北広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました真野頼隆、田口憲雄議員、高岡利治議員、塩崎信介議員、西田弘志議員、牧下恭之議員、緒方誠也議員、野中重男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

---

○議長(真野頼隆君) これから提出議案の審議に入ります。

日程第10 議第41号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

日程第11 議第42号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第43号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第44号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第11号)

日程第14 議第45号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第10、議第41号専決処分の報告及び承認についてから、日程第14、議第45号専決処分の報告及び承認についてまで、5件を一括して議題とします。

議第41号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成23年5月18日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第2号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

専第2号

専 決 処 分 書

平成22年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月22日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

東北地方太平洋沖地震により被災、避難された方々への支援及び地方債発行に係る熊本県との協議に伴う起債限度額の変更により、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成22年度 水俣市一般会計補正予算（第10号）

平成22年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ72,739千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,709,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第10号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
18. 繰 入 金		120,687	△86,628	34,059
	1. 基 金 繰 入 金	120,260	△86,628	33,632
19. 繰 越 金		118,702	128,167	264,869
	1. 繰 越 金	118,702	128,167	246,869
21. 市 債		1,337,930	31,200	1,369,130

	1. 市 債	1,337,930	31,200	1,369,130
補正されなかった款に係る額		13,059,414		13,059,414
歳 入 合 計		14,636,733	72,739	14,709,472

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		2,191,369	72,739	2,264,108
	1. 総 務 管 理 費	1,690,317	72,739	1,763,056
6. 商 工 費		881,555	0	881,555
	1. 商 工 費	865,056	0	865,056
9. 教 育 費		1,286,033	0	1,286,033
	1. 教 育 総 務 費	642,809	0	642,809
補正されなかった款に係る額		10,277,776		10,277,776
歳 出 合 計		14,636,733	72,739	14,709,472

## 第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2. 総 務 費	1. 総 務 管 理 費	災害支援関係経費	千円 72,739
3. 民 生 費	3. 生 活 保 護 費	適正実施推進事業（業務効率化事業）	4,835

## 第3表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
過 疎 対 策 事 業	千円 538,800				千円 570,000			
補正されなかった事業に係る額	799,130				799,130			
計	1,337,930				1,369,130			

## 議第42号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成23年5月18日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第3号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
専第3号

### 専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成23年3月31日専決

水俣市長 宮本勝彬

#### 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険条例（昭和34年告示第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、出産育児一時金の支給に急施を要することから、専決処分するものである。

### 議第43号

#### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年5月18日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
専第4号

#### 専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成23年3月31日専決

水俣市長 宮本勝彬

#### 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第21条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

## 議第44号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成23年5月18日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第5号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

専第5号

#### 専 決 処 分 書

平成22年度水俣市の一般会計補正予算（第11号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月31日専決

水俣市長 宮本勝彬

(専決処分を必要とする理由)

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更及び減債基金への積立等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成22年度 水俣市一般会計補正予算（第11号）

平成22年度水俣市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ504,927千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,214,399千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正（第11号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10. 地 方 交 付 税		4,800,000	536,171	5,336,171
	1. 地 方 交 付 税	4,800,000	536,171	5,336,171
14. 国 庫 支 出 金		1,958,845	△1,241	1,957,604
	2. 国 庫 補 助 金	443,700	△1,241	442,459
15. 県 支 出 金		1,609,347	△558	1,608,789
	2. 県 補 助 金	1,043,310	△558	1,042,752
19. 繰 越 金		246,869	2,855	249,724
	1. 繰 越 金	246,869	2,855	249,724

21. 市	債	1,369,130	△32,300	1,336,830	
	1. 市	債	1,369,130	△32,300	1,336,830
補正されなかった款に係る額		4,725,281		4,725,281	
歳入合計		14,709,472	504,927	15,214,399	

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2. 総務費		2,264,108	535,150	2,799,258
	1. 総務管理費	1,763,056	535,150	2,298,206
5. 農林水産業費		377,486	△1,212	376,274
	1. 農業費	283,569	△212	283,357
	3. 水産業費	36,426	△1,000	35,426
6. 商工費		881,555	△17,100	864,455
	1. 商工費	865,056	△17,000	848,056
	2. 総合経済対策費	16,499	△100	16,399
7. 土木費		1,405,125	△10,511	1,394,614
	2. 道路橋りょう費	323,822	△600	323,222
	3. 河川費	13,122	0	13,122
	5. 都市計画費	966,333	△2,743	963,590
	6. 住宅費	87,666	△7,168	80,498
8. 消防費		339,165	△1,400	337,765
	1. 消防費	339,165	△1,400	337,765
補正されなかった款に係る額		9,442,033		9,442,033
歳出合計		14,709,472	504,927	15,214,399

## 第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業（農業農村事業）	千円 12,200				千円 12,100			
公営住宅建設事業	10,600				6,800			
一般単独事業	100,000				83,000			
自然災害防止事業	4,100				4,000			
地方道路等整備事業	68,200				67,600			
過疎対策事業	570,000				559,300			
補正されなかった事業に係る額	604,030				604,030			
計	1,369,130				1,336,830			

## 議第45号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。



平成23年5月18日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第6号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について  
専第6号

専 決 処 分 書

水俣市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成23年4月27日専決

水俣市長 宮本勝彬

水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年度以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年度以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法

附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第24条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等(以下この項において「仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に3条を加える改正規定(附則第23条に係る部分に限る。)は、平成24年1月1日から施行する。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本臨時市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を説明させていただきます。

まず、議第41号専決処分の報告及び承認について、専第2号平成22年度水俣市一般会計補正予算第10号について申し上げます。

本案は、東北地方太平洋沖地震により被災、避難された方々への支援及び地方債発行に係る熊本県との協議に伴う起債限度額の変更により、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,273万9,000円を増額し、補正後の予算総額を147億947万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、災害支援関係経費を計上いたしております。

その財源といたしましては、第18款繰入金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整いたしております。

また、繰越明許費補正として災害支援関係経費外1件を追加し、地方債の補正として過疎対策事業の限度額を変更いたしております。

次に、議第42号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、出産育児一時金の支給に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、出産育児一時金の支給額を4万円引き上げる措置について、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産を対象としていたものを、平成23年4月1日以降の出産についても対象とするものであります。

次に、議第43号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税額に係る限度額を10万円から12万円に引き上げるものです。

次に、議第44号専決処分の報告及び承認について、専第5号平成22年度水俣市一般会計補正予

算第11号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更及び減債基金への積立等により、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億492万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ152億1,439万9,000円とするものであります。

補正の内容としましては、事業費の確定に伴い歳出予算の調整を行ったほか、第2款総務費に、減債基金積立金及び財政調整基金積立金を計上いたしております。

その財源といたしましては、第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正といたしましては、過疎対策事業外5件の限度額を変更いたしております。

次に、議第45号専決処分の報告及び承認について、専第6号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

主な改正の内容といたしましては、第1点は個人の市民税に係る改正で、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失額を平成22年分の総所得金額等から控除できることとしました。また住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により滅失等しても控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用できることとしました。

次に固定資産税に係る改正では津波により甚大な被害を受けた区域として市町村が指定する区域内に所在する土地及び家屋について平成23年度の課税を免除することとしました。また、大震災による滅失・損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなすこととしました。

以上、本臨時市議会に提案いたしました議第41号から議第45号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩いたします。

午後1時42分 休憩

---

午後1時43分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

議第41号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

議第42号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

議第43号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

議第44号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

議第45号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案5件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午後1時44分 休憩

---

午後4時45分 開議

○議長(真野頼隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど各常任委員会に付託しておりました議案5件について、委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長高岡利治議員。

(総務産業委員長 高岡利治君登壇)

○総務産業委員長(高岡利治君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第41号平成22年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

本案は、東北地方太平洋沖地震により被災、避難された方々への支援及び地方債発行に係る熊

本県との協議に伴う起債限度額の変更により、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容は、第2款総務費に災害支援関係経費を計上している。

これらの財源としては、第18款繰入金、第19款繰越金及び第21款市債をもって調整している。

また、繰越明許費補正として災害支援関係経費外1件を追加、地方債の補正として過疎対策事業債の限度額を変更しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市へ避難している方への支援金の対象となる被災者の判定方法についてただしたのに対し、罹災証明の発行を受けた方が対象となるとの答弁がありました。

また、被災を恐れ関東地区等から親戚宅等に避難してきている方などについて、何らかの補助はないかとただしたのに対し、現時点で親戚宅等に來ている方等について詳細に把握はしていない。支援金は、今のところ罹災証明のある方を対象としているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第43号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税賦課に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税額に係る限度額を10万円から12万円に引き上げるものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第44号平成22年度水俣市一般会計補正予算第11号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更及び減債基金への積立等により予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容は、事業費の確定に伴い歳出予算の調整を行ったほか、第2款総務費に減債基金積立金及び財政調整基金積立金を計上している。

これらの財源としては、第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金及び第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として過疎対策事業外5件の限度額を変更しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、第2款総務費の積立金5億3,600万円の詳細についてただしたのに対し、国の地

方交付税の上積みなどにより、22年度の普通交付税が本市の歳入予算計上額に対し約5億3,600万円多く交付されたことから、21年度、22年度の国の緊急経済対策事業に伴う国庫補助事業の前倒し実施などにより増加が見込まれる公債費の平準化を図るための財源として減債基金に4億円を積み立て、1億3,600万円を財政調整基金に積み立てるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第45号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の主な内容は、まず、個人の市民税に係る改正で、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失額を平成22年分の総所得金額から控除できることとする。また、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により滅失等した場合、控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除を適用できることとする。

次に固定資産税に係る改正では、津波により甚大な被害を受けた区域として市町村が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度の課税を免除することとする。

また、大震災により滅失、損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなすこととするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第41号平成22年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

本案は、地方債発行に係る熊本県との協議に伴う起債限度額の変更により、予算措置に急施を要したため専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ7,273万9,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ147億947万2,000円とするものである。

補正の内容は、財源を調整したほか、繰越明許費補正として、生活保護費の適正実施推進事業を追加し、地方債の補正として、過疎対策事業債の限度額を変更しているとの説明を受けました。

質疑の中で、財源を一般財源から過疎対策事業債とした理由についてただしたのに対し、熊本県との協議に伴い起債の額が確定したもので、ほかの財源と比較して有利な過疎対策事業債としたものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第42号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、出産一時金の支給に急施を要することから、専決処分を行ったものである。

改正の内容は、出産一時金の支給額を35万円から39万円に引き上げる措置について、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産を対象としていたものを、平成23年4月1日以降の出産についても対象とするものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、本市の出生数についてただしたのに対し、出生数は年間200人程度であり、平成22年度は18人に一時金を支給したとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

---

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年5月18日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第41号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	承認	全員賛成
議第43号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成
議第44号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	承認	全員賛成
議第45号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成

---

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告



します。

平成23年5月18日

厚生文教常任委員長 塩崎 信介

水俣市議会議長 真野 頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第41号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	承認	全員賛成
議第42号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	承認	全員賛成

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第41号専決処分の報告及び承認についてから、議第45号専決処分の報告及び承認についてまで、5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決定しました。

○議長（真野頼隆君） この際、しばらく休憩します。

午後4時58分 休憩

午後5時15分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告します。

ただいま市長から、人事案4件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。  
お諮りします。

この際、議第46号副市長の選任について、議第47号監査委員の選任について、議第48号監査委員の選任について及び議第49号固定資産評価員の選任について、以上4件を急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって議第46号副市長の選任について、議第47号監査委員の選任について、議第48号監査委員の選任について及び議第49号固定資産評価員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議第46号 副市長の選任について(日程追加)

議第47号 監査委員の選任について(日程追加)

議第48号 監査委員の選任について(日程追加)

議第49号 固定資産評価員の選任について(日程追加)

○議長(真野頼隆君) 議第46号副市長の選任について、議第47号監査委員の選任について、議第48号監査委員の選任について及び議第49号固定資産評価員の選任についてを議題とします。

---

## 議第46号

### 副市長の選任について

本市の副市長に次の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成23年5月18日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市袋1403番地157

氏 名 田上 和俊

生年月日 昭和27年10月25日

(提案理由)

本市の副市長について、本案のように選任しようとするものである。

---

## 議第47号

### 監査委員の選任について

本市の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成23年5月18日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市古賀町2丁目8番5号  
氏 名 今井 光義  
生年月日 昭和18年2月24日

(提案理由)

本市の監査委員として、本案のとおり選任しようとするものである。

---

## 議第48号

### 監査委員の選任について

本市の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成23年5月18日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市牧ノ内16番55号  
氏 名 牧下 恭之  
生年月日 昭和28年10月30日

(提案理由)

本市の監査委員として、本案のとおり選任しようとするものである。

---

## 議第49号

### 固定資産評価員の選任について

本市の固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成23年5月18日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市白浜町18番25号  
氏 名 伊藤 亮三  
生年月日 昭和27年11月28日

(提案理由)

職員の人事異動に伴い、新たに固定資産評価員として、本案のように選任しようとするものである。

---

○議長（真野頼隆君） 地方自治法第117条の規定により、牧下恭之議員の退席を求めます。

（牧下恭之君並びに田上部長退場）

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 本日臨時市議会に追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第46号副市長の選任について申し上げます。

本市の副市長に田上和俊氏を選任したく御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、昭和55年4月1日に水俣市職員として採用後、産業建設部都市政策課長、総務企画部企画課長、総務課長、産業建設部長を経て現在にいたっております。

これまでの行政実務経験の豊かさに加え、人格、識見ともにすぐれ、副市長としてまことに適任であると存じます。

次に、議第47号監査委員の選任について申し上げます。

本案は、今井光義氏の任期が本年5月17日をもって満了いたしましたので、引き続き同氏を選任したく御提案申し上げるものであります。

同氏は、人格、識見ともにすぐれ、本市の監査委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第48号監査委員の選任について申し上げます。

本案は、議員のうちから選任する本市の監査委員として、谷口眞次前委員の後任に、牧下恭之議員を選任いたしたく御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、御承知のとおり、厚生常任委員会委員長、総務文教常任委員会委員長を歴任され、人格、識見ともにすぐれ、本市の監査委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第49号固定資産評価員の選任について申し上げます。

本案は、本年4月1日に実施いたしました市職員の人事異動に伴い、固定資産評価員である税務課長が交代いたしましたので、新税務課長の伊藤亮三君を選任しようとするものであります。

以上、本臨時市議会に追加提案をいたしました議第46号から議第49号までについて、順次提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(真野頼隆君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本4件について質疑はありませんか。

(「なし」「議長」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 高岡利治議員。

○高岡利治君 議第46号副市長の選任について質疑をいたします。

副市長選任に関して、3月議会でも質疑をいたしました。副市長ポストとは市長の片腕であることはもちろんのこと、市政全般にわたって十分に手腕を発揮してもらわなければならないポ

ジションだと考えますが、市長はどのように思っておられるのか。

また、今回の副市長に提案をされている方は現在、市職員と認識をしておりますが、仮に副市長となられる場合、きちんとした形で退職をし、特別職として職務を全うする覚悟はあるとの認識で提案されたのかどうか。以上2点をお伺いします。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず高岡議員がおっしゃるのは、きちんとしたけじめをつけて、そしてきちんとした思いを持ってこのことを提案しているのかというような内容だろうと、そのように受けとめているところでございます。

今回けじめをつけ、新たな決意を持って望むべきだとももちろん思っておりますし、議員と同じ思いでいるところでございます。

今回、本人より退職願いが提出をされました。その退職願を受理いたしました。

もう議員も御案内のとおりだと思いますが、一般職任期中の職務を副市長などの特別職に提案をいたす場合、一般職の身分を残したままで提案をするのが通例でございます。仮に議会が承認をしていただきますと市長が任命をいたすまでは一般職のままでありまして、その後特別職の身分を有するということとなります。今回否決をされますと、その間は、否決された場合は、一般職の身分が残るということでございます。

今回のことを考えていきますと、そういう意味からも退職願の提出というのは、私は本人の不退職の決意を持って、そして水俣を何とかしたいという本人の強い気持ちであるとそのように受けとめているところでございます。

私も当然これからたくさんの課題を抱えておりますし、早急にスピード感を持って解決していかなければならない課題も山積しております。そういう意味におきましても、ぜひ1日も早くそのレールに乗って進めていきたいという強い思いもありますし、彼の調整能力、あるいは指導力、また足で稼いでいく、そういった本人の動きを考えますときに、私はその期待に十分こたえてくれる人材であると、そういう思いで今回提案させていただきました。

本人もそういう強い気持ちで望んでおりますので、どうかひとつ御理解をいただきたいとそのように思います。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 今、市長のほうから御説明をいただきました。本人のほうから退職願が出て、それを受理されたということで、並々ならぬ決意を持ってということは十分伝わってまいります。

当然本人もさることながら、それを選任をされた市長もそれ相応の覚悟を持って当たっていただけのものだというふうに思っておりますが、再度そのところを質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私が任命いたすものでございますので、私も責任を持って、一生懸命に力を合わせてがんばってまいりたいとそうに思います。

○議長（真野頼隆君） ほかに質疑はありませんか。

大川末長議員。

○大川末長君 議第47号監査委員の選任について質問をいたします。

提案がありました今井光義氏につきましては、人格、識見とも問題ないというふうに思いますが、2期、8年というのは長いような気がします。市長はどういう思いで選任されたのか、質問します。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 2期、8年は長いのではないかと御質問でございますけれども、これまで私も4年間見させていただきながら非常に適切な指導もいただいておりますし、アドバイスもいただいておりますし、この4年間非常にスムーズな運営がなされたのではないかと、私はそのように評価いたしております。

その上に立ちまして、この件につきましては非常に精通されました力を持っておられますので、引き続きぜひがんばっていただきたいとそのような思いで提案をさせていただきました。

2期、8年が長いということでございますが、これまでも2期、8年なされた方もいらっしゃいますし、ぜひ引き続きスムーズな運営ができますように、がんばっていただくようお願いしてまいりたいとそうに思います。

○議長（真野頼隆君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本4件は、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本4件について討論はありませんか。

（「あり」「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 まず、議第47号について、討論に入らせていただきます。

監査委員は水俣市の財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理を監査する重要な立場であり、規約でも市長・副市長の近い親族、又は常勤職員の兼務は禁止されていまして、なりわいを防止するようになっております。

4年前の人事案件での反対討論でもありましたように、功労人事ではないのかといわれる方は監査として機能するのか、甚だ疑問が残ります。それも同一人物を異例の2期目に持ってこられるのは、提案される市長御自身が都合がよいといっておられるようで、開かれた市政からはほど遠く、公平、公正、そして透明性の観点から反対をさせていただきます。

○議長（真野頼隆君） ほかに討論はありませんか。

野中重男議員。

○野中重男君 議第47号監査委員の選任について、賛成討論を行います。

今井光義氏は行政経験を経て、行政の事業や予算・決算にも精通し、監査委員としてこの間厳密な監査をされてきたと私は考えております。

今、討論ございましたけれども、市長の身内に近い方でもありませんし、通常業務に携わっていきなり今回監査委員になる、あるいは市長が提案されたわけでもありません。

どういう人が水俣市の監査委員で最も的確なのかというふうに考えます場合、水俣市の地方交付税が減る、あるいは市民税が減る、そういう中で市民からの要望はある。これらを執行部のほうで執行して、それが適切に市民の目から見ても不正なく使われてるかどうか、これらをしっかりと監査する。それが監査委員の役目なんだ、私は思います。

そういう点から考えますと、今井氏は議会に対しても苦言を言われました。それ以降、私ども議会も襟を正してこの間議員にふさわしい、そういう報告なり仕事をしてきたというふうに私は考えております。

こういうように、執行部に対しても、議会に対しても疑問に思うことについては正面から指摘する。そしてお互いに切磋琢磨する中でより公平で公正な予算執行がされるように努力する。そういうような提起をされていくのも監査委員の仕事なんだろうと思います。

そういう点では今井氏は的確な仕事をこの間されてきたというふうに思っておりますので、私は以上の点からこの提案については賛成であります。議長、以上です。

○議長（真野頼隆君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

（牧下恭之君入場）

○議長（真野頼隆君） これから採決します。

議第46号副市長の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

---

(田上部長入場)

○議長(真野頼隆君) 議第47号監査委員の選任についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(真野頼隆君) 起立多数であります。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

---

(牧下恭之君退場)

○議長(真野頼隆君) 議第48号監査委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

---

(牧下恭之君入場)

○議長(真野頼隆君) 議第49号固定資産評価員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

---

○議長(真野頼隆君) 以上で今期臨時会の全日程を終了しました。

これで平成23年第2回水俣市議会臨時会を閉会します。

午後5時35分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 臨時議長 緒方誠也

議長 真野頼隆

署名議員 谷口明弘

署名議員 野中重男

## 平成23年5月第2回水俣市議会臨時会（5月18日）

### 〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第41号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	5月18日	各 委	5月18日 承 認	
議第42号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	5月18日	厚生文教	5月18日 承 認	
議第43号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	5月18日	総務産業	5月18日 承 認	
議第44号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成22年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	5月18日	総務産業	5月18日 承 認	
議第45号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	5月18日	総務産業	5月18日 承 認	
議第46号	副市長の選任について	5月18日	省 略	5月18日 同 意	
議第47号	監査委員の選任について	5月18日	省 略	5月18日 同 意	
議第48号	監査委員の選任について	5月18日	省 略	5月18日 同 意	
議第49号	固定資産評価委員の選任について	5月18日	省 略	5月18日 同 意	

### 〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	5月18日	総務文教	5月18日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	5月18日	厚生文教	5月18日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	5月18日	議会運営	5月18日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

# 水俣市議会構成一覽表

(平成23年5月18日現在)

議 長	真 野 頼 隆	平成23年5月18日当選
副 議 長	福 田 齊	平成23年5月18日当選
監 査 委 員	牧 下 恭 之	平成23年5月18日選任

常任委員会

(平成23年5月18日選任)

委員会名	正副委員長	委 員			担当書記
総務産業 定数8人	(正) 高岡 利治	真野 頼隆	西田 弘志	牧下 恭之	岡本
	(副) 川上紗智子	田口 憲雄	福田 齊	緒方 誠也	
厚生文教 定数8人	(正) 塩崎 信介	谷口 明弘	大川 末長	谷口 眞次	赤司
	(副) 中村 幸治	江口 隆一	渕上 道昭	野中 重男	

議会運営委員会 (定数9人)

(平成23年5月18日選任)

正副委員長	委 員			担当書記
(正) 大川 末長	高岡 利治	西田 弘志		井上 深水
(副) 野中 重男	塩崎 信介	緒方 誠也		

特別委員会

(平成23年5月18日設置・選任)

委員会名	正副委員長	委 員			担当書記
公害環境 定数8人	(正) 渕上 道昭	谷口 明弘	塩崎 信介	緒方 誠也	井上 赤司
	(副) 中村 幸治	田口 憲雄	牧下 恭之	野中 重男	
高速交通 定数7人	(正) 西田 弘志	高岡 利治	福田 齊	谷口 眞次	岡本 深水
	(副) 江口 隆一	川上紗智子	大川 末長		